

技術認定制度規則 施行細則

ロボット（新規申請）

【Ⅰ】ロボット手術技術認定申請要件（規則第14条より抜粋）

ロボット手術技術認定を希望するものは以下2通りの申請方法がある。

申請はオンライン提出とし原本は申請者が保管する。

- ① 腹腔鏡技術認定資格を保有しており、ロボット手術技術認定を希望する者は、申請書類を本法人技術認定制度委員会に提出する。手数料は当面无料とする。提出書類は下記に定める。
- ② 腹腔鏡技術認定資格を保有していないが、ロボット手術技術認定を希望する者は、申請書類と動画を本法人技術認定制度委員会に提出し、手数料30,000円を納付する。提出書類は下記に定める。

【Ⅱ】申請手続き

- (1) 事前登録期間：毎年12月1日より1月末日
- (2) 本申請受付期間：毎年2月1日より2月末日（必着）
- (3) 審査手数料

- 1) 腹腔鏡技術認定医を保有している場合：無料
- 2) 腹腔鏡技術認定医を保有していない場合：30,000円

ロボット手術技術認定申請の審査費用はいかなる理由があっても返却しない。

受付期間末日までに下記へ振込むこと。

◆ 審査手数料振込先 ◆

三菱UFJ銀行 六本木支店 普通預金 0438765

シャ) ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ ニンテイジギョウ

注：振込登録は、必ず学会会員番号、氏名、の順に明記すること。

【Ⅲ】提出書類

- (1) 腹腔鏡技術認定医を保有している場合の提出書類

- 1) 有効期限内の腹腔鏡技術認定証(写)
- 2) 技術認定申請書（ロボット手術・腹腔鏡手術技術認定あり 様式第1号—）
- 3) 手術実績一覧（ロボット手術・腹腔鏡手術技術認定あり 様式第2号—）

以下①～④を全て記入する。

- ① 術者として経験したロボット手術の症例：50例記入。

注1：このうち20例以上はサージョンコンソールで大半の手技を執刀したものとする

注2：使用機器の種類は問わないが日本産科婦人科学会が認定した機種に限る。

- ② 手術名は、ロボット支援下・・・の様に明記する。なお英文表記は可とする。

- ③ カルテ番号は個人情報保護の観点から、下2桁は、〇〇の様に記載する。

- ④ 非常勤の施設で経験した内視鏡手術の症例も含めて記載可。従ってここでの施設名は履歴書における研修施設と一致しなくてもよい。

- 4) 学会発表または研究論文

- ①学会発表を提出する場合（ロボット手術・腹腔鏡手術技術認定あり 様式第3号—）

発表者名は全員記載し、学会名・開催地・年月日は正確にすべて記載し、学会発表抄録集コピー＊を、1部添付。学会発表内容は、技術認定規則第14条に則り、技術認定制度委員会により審査される。

＊投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。但し、発表された証となるプログラムのコピー添付があれば可。

②研究論文を提出する場合（ロボット手術・腹腔鏡手術技術認定あり 様式第3号—）

ロボット手術に関する研究論文を1題（共著可）記入。著者名（全員）・論文題名・雑誌名・年；巻：頁一頁は正確に記載。研究論文について別刷またはコピー*を添付。論文は査読の証明がある医学雑誌に掲載されたものとする。論文内容は、技術認定規則第14条に則り、技術認定制度委員会により審査される。

*投稿段階の保存電子ファイル等を印字したものは不可。

注：日本婦人科ロボット手術学会認定のロボット支援手術プロクター証明書（写）を提出すれば上記3）4）の提出は不要である。

(2) 腹腔鏡技術認定医を保有していない場合の提出書類
2024年度申請予定であり、2024年度に定める。

(3) 提出書類の内容不備について

提出書類内容の不足・不備のある場合は、不合格になる可能性があることに留意すること。内容不備については事務局からEメールで確認の問い合わせをする可能性があるため、Eメールでの連絡に関しては確実に受着信が出来るアカウントを使うこと。事務局からの問い合わせに対し5営業日以内に返信がない場合には、その書類は内容不備による失格対象とみなす。

【IV】認定審査に関する注意事項と規則の変更

(1) 審査結果について

技術認定制度委員会による審査結果の理事会承認後、可否通知と合わせて提出症例動画の審査をした技術審査委員からのコメント及び評価の合計点数を申請者に返送する。なお、書類審査不合格の場合には動画の審査はおこなわないため留意すること。

技術認定制度委員会は、委員会および理事会にて承認された審査結果の見直しは一切行わない。

また、添付コメントや審査内容に関する質問も一切受け付けない。

(2) 書類審査合格証の交付

書類審査合格証を紛失した場合は、有償で再発行できる。

(3) 申請書類提出 問い合わせ先

1) 書類提出 日本産科婦人科内視鏡学会ホームページを参照しオンライン提出とする。

2) 問い合わせ先 一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル (株)コンベンションリンクージ内

TEL：03-3263-8697 E-mail:jsgoe@secretariat.ne.jp

(4) 日本内視鏡外科学会（JSES）への申請

日本内視鏡外科学会への申請は当面腹腔鏡手術のみで行う。

(5) 本細則の変更

本細則の変更にあたっては技術認定制度委員会にて決定し、理事会、社員総会に報告する。